



「Pleasure」事件

(知財高判令和6年1月30日 令和5年(行ケ)第10018号¹)

概要

不使用取消審決に対する審決取消訴訟において、出訴期間内に訴訟提起されたか（争点1）、及び訴訟段階で新たに提出された使用証拠の適否（争点2）が争われた事例。

本件商標（登録第4804288号²）

プレジャー
商標： Pleasure

区分・指定商品／役務：第9類「眼鏡用フレーム、その他の眼鏡」

事案の背景

不使用取消審判の被請求人である原告は、審判の答弁期間内に使用証拠を提出せず、答弁期間徒過後に上申書を提出し、医療用眼鏡フレームについての使用証明を取り寄せ手配中だが、依頼先の医療機関がコロナ対応により時間を要していると説明し、1週間程度の猶予を求めた。しかし、その後も使用証拠が提出されることはなく、取消審決がなされた。

原告は、審決の取消を求めて出訴期限日の夜9時過ぎに知財高裁の夜間ポストに訴状を投函した。裁判所では翌日の開庁後に訴状を確認し、出訴期限翌日の受領印を押した。

そして、原告は、訴訟において本件商標と社会通念上同一の商標が付された眼鏡フレームについての使用証拠を提出した。

裁判所は、原告による訴状の提出を出訴期間内の訴訟提起であると認め、さらに、訴訟段階で初めて提出された使用証拠を有効な証拠資料であると認定し、原審決を取り消した。

【審判・訴訟における手続の経緯】

- ・2022.4.22 不使用取消審判請求（被告）
- ・2022.6.14 請求書副本の送達通知（40日以内の答弁指令）
- ・2022.8.19 審理終結通知
- ・2022.8.24 上申書（原告）
- ・2023.1.19 取消審決の謄本送達
- ・2023.2.20 出訴期限
- ・2023.2.20 知財高裁へ出訴（原告）・・・知財高裁の訴状の受領印は翌日2023.2.21
- ・ 使用証拠提出（原告）
- ・2024.1.30 判決（請求認容・原告勝訴）

知財高裁による判断とその評価

◆争点1：出訴期間内に訴訟提起されたか

現在、知財高裁への訴状のオンライン提出は認められていないため、出訴者は紙媒体の訴状を郵送するか、裁判所に持参して提出する必要がある。持参する場合、訴状は出訴期限の夜24:00まで提出できるが、知財高裁は夜には閉庁してしまうため、閉庁後は知財高裁の夜間ポストに投函することとなる。投函された訴状は、翌朝8:30の開庁後に裁判所職員が確認し、受領印を押すが、無人の夜間ポストへの投函時刻が閉庁後24:00より前であった

¹ https://www.ip.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail?id=6113

² <https://www.j-platpat.inpit.go.jp/c1801/TR/JP-2004-015632/40/ja>

かそれより後の翌日であったかは定かではないようである。

この点、知財高裁は、①原告訴訟代理人弁理士の事務所従業員A（訴状投函者）が訴状提出の経緯を具体的に述べた陳述書、②A名義の交通系ICカード「PASMO」の最寄り駅改札での使用時刻を示す証拠、③訴状の入った封筒に書かれた「提出日2023.2.20 21:03投函」の記載、及び④Aが2023.2.20の21:04に知財高裁の夜間受付入り口で撮影した写真の存在を踏まえ、訴状は出訴期間を遵守して提出されたと認め、被告の反論を退けた。

本来、原告としても開庁時間内に知財高裁の有人窓口で当日の受領印を受けたかであろうが、準備が間に合わなければ夜間ポストを利用せざるを得ない。原告が、後々訴状提出日を立証する必要が生じる可能性に備えて、特に前記④のような時刻入り写真を証拠として確保していた点は参考に値する。

なお、最高裁では、民事裁判手続のIT化の取り組みの中で、訴状等のオンライン提出のためのシステム開発を進めている（2025年度中を目標）。新システム稼働後は、訴状の提出時刻を正確かつ客観的に特定できるようになり、本件のような訴状提出日をめぐるといえる争いはもはや生じなくなると期待される。早い実現が待たれるところである。

◆争点2：訴訟段階で新たに提出された使用証拠の適否

本件のもう1つの争点は、原告が、審判では何ら使用証拠を提出しなかったにもかかわらず、訴訟の段階となってから使用証拠を提出した、すなわち一種の証拠資料の後出しともいえる状況についての是非である。

この点、特許無効審判で審理判断されなかった公知事実との対比における新たな無効原因を審決取消訴訟の段階で主張することを認めないとする最高裁判決（最判S42（行ツ）28号 S51.3.10「メリヤス編機事件」³⁾）があり、特許無効審判の審決取消訴訟において、審判段階で審理判断されていない新たな公知事項を主張するための証拠資料の後出しは基本的に認められないとの実務が確立されている。

一方、商標法第50条の不使用取消審判において立証すべき事実は「登録商標の使用の事実」である。過去の最高裁判決では、商標権者が使用の事実を立証しなければ取消を免れない旨を定めた商標法第50条第2項本文の趣旨につき、同項は使用事実の証明責任を被請求人に分担させること、すなわち立証負担の分担を定めた規定であって、審決時までの証明をもって取消を免れるための要件とした規定ではないとの解釈を示しつつ、使用事実の立証は審決取消訴訟の事実審の口頭弁論終結時に至るまで許されるとしている（最判S63（行ツ）37号 H3.4.23「シエトロ事件」⁴⁾）。同最判により、実務上も、審判段階で提出されなかった使用証拠でも、訴訟の口頭弁論終結時まで提出することが認められると一般に解されている。本件でも、知財高裁は、同最判を踏襲し、訴訟段階で初めて提出された使用証拠の提出を認容した。

同最判の事案では、商標権者が審判段階で使用証拠を提出しないばかりか、何ら応答していなかったにもかかわらず、訴訟段階での新しい使用証拠の提出が認められた。一方、本件では、答弁期間徒過後ではあるが、原告は審判段階で証拠収集の作業が難航している窮状につき上申している。本件は、原告による審判段階での証拠収集の努力が一定程度窺われる点で、同最判と比べて原告を救済すべきとの心証が形成され易いとも思われ、訴訟段階での新しい使用証拠の提出を認めた知財高裁の判断は、同最判の考え方に準じたものとして違和感はないと考える。

キーワード 商標、不使用取消、出訴期間、使用証拠

[担当] 深見特許事務所 齋藤 恵

[注記]

本レポートに含まれる情報は、一般的な参考情報であり、法的助言として使用されることを意図していません。知財案件に関しては、弁理士にご相談ください。

³ https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail?id=53170

⁴ https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail?id=52768

（但し、同最高裁判決には「何らの制限もなしに登録商標の使用の事実の立証は事実審の口頭弁論終結に至るまで許される、とすることには疑問を呈せざるを得ない。」との坂上義夫裁判官の反対意見が付されている。）